

災害時における義援物資集積配分拠点としての施設使用に関する協定書

山形県（以下「甲」という。）と寒河江市（以下「乙」という。）は、次のとおり災害時における義援物資集積配分拠点としての施設使用に関する協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、山形県内で災害が発生した場合又は山形県以外の被災都道府県から甲が要請を受けた場合（以下「災害時」という。）において、乙が管理する施設を使用して甲が義援物資集積配分拠点（以下「拠点」という。）を開設及び運営するために必要な事項を定めるものとする。

（対象施設）

第2条 この協定の対象施設（以下「施設」という。）は、次のとおりとする。

所在地 寒河江市大字寒河江字久保7番地

施設名 チェリーナさがえ（寒河江市屋内多目的運動場）

（施設の使用申請）

第3条 甲は、災害時において前条の施設を拠点として使用する必要があると認めるときは、乙に対して施設の使用を申請するものとする。

2 前項の規定による申請は、別紙1により行うものとする。ただし、特に緊急を要する場合は、電話等により申請し、事後において速やかに書面を提出するものとする。

（施設の使用許可）

第4条 乙は、前条の規定による申請を受けた場合において、乙が被災していない場合又は乙の被災が軽微で災害対策により施設を使用しない場合は、施設の全部又は一部について甲の使用を許可するものとする。

2 前条第2項の規定は、前項の規定による許可について準用する。

（使用目的）

第5条 甲は、乙から使用許可を受けた施設を拠点及び輸送車両の駐車場として使用することができる。

（拠点の管理運営）

第6条 拠点の管理運営は、甲の責任において行うものとする。

2 乙は、拠点の管理運営について甲に協力するものとする。

（費用負担）

第7条 乙は、この協定による施設の使用について、寒河江市体育施設に関する条例（昭和55年12月24日条例第43号）に定める使用料を免除する。

2 甲は、拠点の管理運営に係る費用、施設を原状に回復する費用及び甲の施設の使用に伴う指定管理者の減収分相当額を負担するものとする。

3 前項の減収分相当額は、甲が施設を使用する月と同月の過去の使用実績額に基づき算定するものとし、日額で定めるものとする。ただし、この算定方法により難しい場合は、

甲乙協議のうえ定めるものとする。

(使用期間)

第8条 拠点として施設を使用する期間は、災害発生の日から1ヶ月以内とするものとする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合は、甲乙協議のうえ、1ヶ月の範囲内で延長することができるものとし、以後も同様とする。

2 甲は、乙による施設の使用を早期に再開できるよう拠点として施設を使用する期間の短縮に努めるものとする。

(施設使用の終了)

第9条 施設使用の終了は、甲が拠点の運営及び施設の原状回復を終了し、乙の確認を受けたときとする。

2 甲は、施設使用を終了する場合は、乙に別紙2を提出するものとする。

(連絡責任者)

第10条 甲及び乙は、本協定に関する連絡責任者を選任し、相互に通知するものとする。連絡責任者を変更したときも同様とする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成30年3月31日までとする。ただし、有効期間満了日の前までに甲又は乙から何らかの意思表示がないときは、この協定の有効期間を当該満了日の翌日から起算して1年間延長するものとし、以後も同様とする。

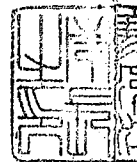
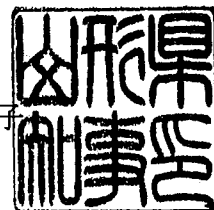
(協議)

第12条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議のうえ定めるものとする。

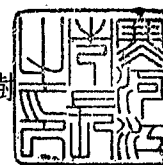
この協定の締結を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成29年5月1日

甲 山形市松波二丁目8番1号
山形県
山形県知事 吉村 美栄子



乙 寒河江市中央一丁目9番45号
寒河江市
寒河江市市長 佐藤 洋樹



市(町)長 殿

山形県知事

施設使用申請書

「災害時における義援物資集積配分拠点としての施設使用に関する協定書」第3条第1項の規定により、次のとおり申請します。

1 災害発生日及び災害の状況

災害発生日	年 月 日 () 午前・午後 時ごろ
災害の状況	

2 使用する施設

施設名	
使用区分	<input type="checkbox"/> 施設の一部 <input type="checkbox"/> 施設の全部
施設の一部を使用する場合はその名称	

3 使用期間 年 月 日 ~ 年 月 日

4 その他必要な事項



市(町)長 殿

山形県知事

施設使用終了届書

年 月 日付けで許可いただいた施設の使用について、「災害時における義援物資集積配分拠点としての施設使用に関する協定書」第9条第1項の規定により終了しますので、同条第2項の規定により、次のとおり提出します。

拠点閉鎖(終了)日	年 月 日()
施設の原状回復終了日	年 月 日()
使用終了(原状回復確認)日	年 月 日()